

&lt;一般質問より&gt;

## 国と自治体との関係は？

## 対等それとも主従関係!?

地方自治法  
改正に反対！

国と自治体の関係は、2000年施行の地方分権一括法により、それまでの「上下・主従」から「対等・協力」へと変わり、その後不十分ながらも自治体への権限移譲が進み、立川市でも独自のまちづくりが進んできました。先の国会で改正が成立した地方自治法は、内閣が必要だと判断すれば、国が自治体に「ああしろ、こうしろ」と指示できるようにするものです。これは「自治・分権」の根幹を揺るがし、国と自治体の「対等」関係を壊すような内容です。

6月議会で地方分権から中央集権化へと舵を切るかのような法改正に対し、自治・分権型社会を目指す地域政党「生活者ネットワーク」として反対の立場で反対し、質問しました。

市長答弁「地方自治」は、憲法、地方自治法において制度的に保障された普遍的な価値であり、地域のことは地域住民の意思により行われるべきものと認識している。想定外の事態において国民の生命等の保護の迅速な対応に万全を期す観点から、その（指示権拡大の）必要性は一定程度理解するが、地方自治体の長としてはその運用に際して懸念を抱いている。

## 生活者ネットワークは反対です！その理由

- ①「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」の定義が曖昧である。
- ②指示権行使に当たり国会の（事前）関与がない。  
歯止めなく拡大する恐れや、閣議決定だけで国が指示できるのは国会軽視にあたる。
- ③憲法が掲げる「地方自治の本旨」（団体自治、住民自治）、地方自治法の理念に反する。仮に自治体が反対しても国が措置を押し付けてくる恐れがある。

「STOP！地方自治法「改正案」緊急アクション」に参加しました。— 参議院議員会館 5/23



5/23、衆議院で審議中の地方自治法改正案に対し、自治体への国の指示権を拡大し、地方自治を骨抜きにしかねない法案だと、地方議員や野党の国会議員らが反対の集会が開かれました。右写真は参加した生活者ネットワークの都議の岩永やす代さんと区・市の議員たち。

## 改正の内容は…

国は感染症など個別の法律に「指示」の規定がある場合にのみ、自治体に対し、規定の範囲内で指示をすることができます。改正では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態等が発生、または発生する恐れがある場合、個別の法律に規定がなくても、政府が自治体に対し、必要な措置を取るよう指示できるものです。

立川・生活者ネットワークと市議会議員あべみさの「サポーター」を募集中！

■レポート配布サポーター 100枚からご近所に配布できる方。

■活動資金をカンパで応援 ー□2000円からご寄付をお願いします。

\*2000円以上のご寄付の方には東京・生活者ネットワーク毎月発行の「生活者通信」を1年間贈呈いたします。

振込先 多摩信用金庫 砂川支店 □座番号 0567253

□座名 阿部美砂とすすかけ会議 代表 阿部美砂

